

第6回（仮称）逗子市自治基本条例検討会 会議概要

日時：平成30年3月27日（火） 9：30～11：30

場所：庁議室

出席者：（検討会メンバー）松下メンバー（座長）、出石メンバー、志村メンバー、福本メンバー、三ッ森メンバー、矢島メンバー、須田メンバー、青柳メンバー

（その他の出席者）平井市長

欠席者：松本メンバー、名和田メンバー

事務局出席者：仁科企画課主幹、四宮主任、橋本主事

傍聴者：2名

1、開会

（松下座長）今日は最後の会議である。大まかな概要を整理すると、前回までの議論をまとめて、資料20、21の資料を作っている。これについて考えていく。今日のメインは、次第2の実効性を持たせるための仕組みについてだが、これは今までにも意見が出ているところである。先に素案についての意見交換のまとめを1時間ちょっとかけてやり、その後、実効性について意見交換する。

2、（仮称）逗子市自治基本条例のワークショップ等まとめ素案について【意見交換】

事務局から、資料20について説明。

（松下座長）気が付いたところから意見をいただき、そこから全体の議論に広げていきたい。

（出石メンバー）第10条第2項の市長の宣誓の規定について。一般職員は地方公務員法で宣誓が義務付けられていて、この条例で市長の宣誓を義務付けるとなると、副市長、教育長だけが宣誓しないことになる。あえて言えば、議員もそうなる。（市長の責務）に一項あればよくて、例えば市長等の宣誓という規定があって、市長、副市長、教育長、監査委員の宣誓を規定するという考え方について、以前も発言したが案の中に入っていないことについて、入れろと言っているのではなく、その理由について市の考え方を教えてほしい。

（松下座長）入れる方向ではなかったか。

（事務局）おそらく漏れだと思う。

（松下座長）確か入れようという話だったと思う。市長等の宣誓について規定しよう。

（事務局）第10条は（市長の責務）となっていて、現在、市長等の「等」の部分、市長以外の執行機関の責務という項目自体がない状態である。それについて、内部でもそうした項目を設けるべきではないかという指摘があったところである。そこで、市長以外の執行機関の責務という条文を一つ設けて、併せて宣誓の規定を盛り込むという形の整理でよろしいか。

（一同）了解。

（出石メンバー）資料20では、これまでの資料で「別に条例で定めるところにより」となっていたものについて、既に条例がある場合には個別の条例の名称を表記するようにすべて修正されている。私の発言の趣旨は、議会基本条例と住民投票条例だけは名指しで入れるべきあるとしたも

の。これは、議会基本条例はある意味自治基本条例と対等、住民投票条例は直接民主的な条例なので、極論を言えば自治基本条例自体が住民投票条例に基づいて改正されることもあるので、名称を出すべきだと考える。それ以外の条例は、自治基本と個別条例との体系化の話を考えると、個別条例の名称を出してしまうと、ある意味同じ位置づけになってしまうと考える。例えば第13条第4項のところは、「行政が意思決定する過程における市民参加は、別に条例に定めるところにより」と書いて、実際には市民参加条例で規定するというように区別した方がよいのではないかと考える。

(松下座長) 議論は分かれると思う。

(平井市長) 住民投票条例には常設型と個別事案型と2つの類型があり、逗子市の場合は常設型の条例が既に制定されているが、「別の条例で定めるところ」と規定すると、両方を指してしまう可能性がある。

(松下座長) そういう議論なら分かりやすい。出石メンバーの意見についてはいくつか議論があると思う。位置付けの話であり、自治基本条例自体が直接民主的なことを論じていないのかというところとそうでもないと思う。今の市長の説明であれば、誤解を受けるので住民投票条例については名称を出した方がよいと思う。他の既存条例の名称をすべて出すとなると、対等、あるいはそれがありきのように思われる可能性がある。また、個別条例の名称を出すと、個別条例が新たに制定されたり改正されたりするたびに、自治基本条例の改正をしなければならなくなったりするようになると、かえって意味が乏しいので書かないという整理としてよいか。

(平井市長) 新・第2条(逗子市の市民自治の柱)とか第6条(市民の権利)など、私が「権利カタログ」と言っていたところは、かなり逗子らしさに特化させた条文にしたことにより、この議論はこの先、これを体現させるためにどういう条例があるかということが紐付いてくると思う。まさに権利関係のところは今後個別条例が制定されることを想定しておく必要があるので、そういう部分も含めて自治基本条例に記載する個別条例の名称は限定的でいいかと思う。

(松下座長) 住民投票条例については名称を記載するとして、他のところは個別名称を出さないということによいか。

(事務局) 議会基本条例はどうか。

(松下座長) 議会基本条例も記載してよいのではないか。

(出石メンバー) 住民投票についてもう一点。今の住民投票条例は、市民参加条例から引っ張られてきているので、自治基本条例ができれば市民参加条例の改正が必要となってくるということをつけ加えておく。

また、第24条について、内容には問題ないが、3行目の「策定し」の前に、「別に条例で定める手続きに従い」という表現があった方がよい。別に総合計画策定条例があるし、総合計画は市にとって根幹であり、計画自体も体系化されているので、その手続について「別に条例で定める」という表現を入れた方がよいという意見。

(松下座長) よろしいか。逗子らしくてよいと思う。

<一堂了承>

(矢島メンバー) 第2条で新たに「住民」を定義した経緯は何か。また、各条文で「市民」というのが、本当にこの定義でよいかどうか。

(松下座長)「住民」と「市民」の使い分けをすると、厳密に「市民」が合っているかどうかということか。

(矢島メンバー)第8条で事業者の責務について規定しているが、この事業者は第2条の「市民」に含まれないのか。

(事務局)3ページの(信託に基づく市民自治の推進)のところで、主語を「市民」にすると投票権のない人が含まれてしまうため、「住民」を主語にした。そのため、定義を明確にする必要があると考え、第2条に「住民」を定義した。

第2条第2号の「市民」には事業者も含まれる。以前、出石メンバーから事前提出された意見の中で事業者の定義をおくべきではないかという意見があったが、この会議の場では議論されていなかったため、今のところ事業者の定義はおいていない。第8条の事業者は「市民」の中に含まれるもの。それを特出しして、第8条に事業者の責務について規定したもの。

(松下座長)よくあるのが、事業者や若者、未成年者などは市民から特出しして、特に役割を書くというパターンが多い。前回の市長の話にあったように、事業者もまちの当事者となって、これから大いに力を発揮してもらわなければならないので、そういう思いも込めて事業者を特出ししようということだと思う。

(事務局)一方で、自治基本条例に関連してくるまちづくり条例では「事業者」とは開発事業者のことであるため、第2条の「市民」の定義の中で、事業者とは「市内で事業を営む」者としているが、明確に定義した方がよいのか、ご意見をいただければと思う。

(須田メンバー)「住民」の定義の「市内に住所を有する」というのは、住民票をおいているということか。それとも国勢調査などでいう「住んでいる」ということか。

(事務局)この場合は有権者であるため、住民票をおいているということ。

(松下座長)厳密に言うと、「市内に住所を有する」というと事業者も含まれ、選挙権もない人あるいは外国人も入ってくる。厳密に議論していくと、住民の誰が信託しているのかというのは難しい議論。代表を選べる人たちという意味だから、一般的には有権者となっている。厳密になってくると、「住民」の定義にもさらに議論も必要になってくる。そこまで厳密でなくてもいいのかとも思う。

(平井市長)信託という概念でいくと、そこに有権者ではない人も含まれるのか。

(松下座長)有権者でない人も含まれる。子どもも含まれる。

(福本メンバー)それは狭義の「逗子市民」か。「住民」という言葉はここでしか使っていないのか。

(事務局)以前、松本メンバーから「市民」の定義を「住んでいる人」と「税金を納める人」とすべきという意見があった。今は「税金を納める人」という整理はしていない。「住民」という主語を用いているのは、(信託に基づく市民自治の推進)のところだけである。

(福本メンバー)この条文の主語「市民は」を受けた述語は「～認識し」「推進します」でよいか。この場合、「自分たちのまちは、自分たちで考える」と言っている、「自分たち」とは「市民」のことか。

(事務局)「市民」である。「住民の総意によって市を設立し」という部分は、市長の意見にあった横須賀市からの分離独立をしたときの住民投票を言っており、そういう背景をもった逗子市だからこそ、「市を設立した」という部分が必要だという意見をもとにしたもの。

(福本メンバー) 私の読み方だと「住民の総意によって市を設立し」という部分に引きずられてしまっていて、「自分たちのまち」は住民の総意によってつくった市なのかというように読める。

(青柳メンバー) 私にもそう読める。「市を設立し」に違和感がある。深い意味はわからないが。

(松下座長) これは期待を込めて書いているのではないか。アメリカなどは、市町村は自分たちでつくれる。そうすると自分たちがつくったという。日本の場合は与えられていて既にあるので分かりにくいのか。

(出石メンバー) 自分は横須賀市から分離独立した経緯のことだと深く読んだ。あまり違和感はなかった。

(平井市長) それが原点である。

(松下座長) 厳密に議論していくと緻密な議論になるが、それをするのか。条文で書いておいて、あとは解説を詳しくするなどしていく方がよいのでは。厳密な議論をしていくと大変なことになる。

(平井市長) 逗子市には、1950年の住民投票によって横須賀市から分離独立したという大きな歴史がある。他の自治体とは根本的に成り立ちが違う出発点がある。また、今後合併というような状況が起きた時に、まさにそれは住民の総意によって合併する・しないという議論がされて一定の手続きを経て進められることになる。その時に、住民が合併後の自治体をどういう自治体として設立するかという議論になる。この条文は合併論としても関わってくるという、2つの意味があると思う。

(三ッ森メンバー) 今の「住民の総意により市を設立し」という部分が、逗子市の大事な歴史ということであれば、第1条の「逗子市」の前に付けてもよいのではないか。例えば、「住民の総意により設立した逗子市における」のように逗子市の冠に付けてもよいのでは。もしくは、第1条にもってくれば、この信託の条文が整理できるのではないか。

(事務局) 横須賀市からの分離独立については、前文にも盛り込まれている。その上でさらに第1条に盛り込むか。

(松下座長) 前文については、市民の人たちが議論して、この部分を盛り込んでいる。過去のことだという話があった中で、ぜひこの部分は残すべきだという話になった。これが出発点となっている。ただ、第1条におくと前文とダブリ感がある。

(出石メンバー) 確かに、前文と第1条(目的)ではダブリ感がある。この信託の条文の中で、「自治の一部を信託している」のは「住民」であり、「市民」がそれを認識しているということだから、切り離してあげないと文章が読みにくくなっている。例えば、「市民は、住民の総意によって市を設立し、自治の一部を信託してきた経緯を踏まえ」とするとよいのでは。

(松下座長) こなれてよくなったのではないか。今のような説明を入れた解説を出さないといけない。

(出石メンバー) 事業者には、NPOとか権利能力なき社団などが含まれるのか。第2条第2号の「市民」の定義の中に「市内で事業を営み又は活動を行う者」とある。先程、事業者は市民の中に含まれるという話があったが、すべての活動をしている者を「事業者」と括って、第8条の事業者の規定が成り立つのであれば、「市内で事業を営み又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます。以下「事業者」という。）」とすれば済んでしまう。一方で、事業者の中にNPOとか活動を行う者などが含まれないとしたら、書き方を変えないと誤解を招く。つまり、第2条でいう「市

民」の中にNPOなどは含まれるが、第8条の事業者には含まれないという整理があるのか。

(松下座長) この前の議論では、NPOなどの活動は市民と同列だけれど、企業のベースは営利活動。しかし、営利目的の活動ばかりではなく、公共性を担っているし、公益活動をますます担ってもらおうというもので、第8条の規定が入った。したがって、ここでの事業者というのは営利企業をイメージしてつくられた経緯がある。

(出石メンバー) デベロッパーなどは含まれないのか。

(松下座長) 含まれるのではないかと。営利企業をターゲットにしている。逗子市にはそういう企業は少なく、個人市民税に頼っているまちだけれど、今回の緊急財政対策においては、自分たちのまちだということで事業者が協力してくれているという話が市長からあった。NPOなどは、これまでどおり頑張ってもらおう。

(出石メンバー) 昨今相模原市などで営利企業でなくても起きている事件がある。逗子市でもまちづくり関係の団体は果たして第8条のとおり行動しているかという疑問はある。非営利でも権利能力なき社団であったとしても、第8条の規定は適用させていいと思う。個人ではなく、団体で活動しているものに対して、こういう自覚を持ってほしいと言うことは、逗子市ならではのよいと思う。

(松下座長) その辺は立法技術の問題で、まちをどのように認識して条例をつくりかという問題だ。

(平井市長) 「市内で事業を営む」ということは、市内に事業所がある必要はないのか。例えば、横浜市にある事業者が逗子市で営業活動すると、いうのは含まれるのか。

(松下座長) 「市民」という概念には含まれる。第8条の議論は、第7条の(市民としての自覚)の部分とダブってくる。例えば、地域社会を構成する社会的責任とかを書き込んでいくと一体化していく。だから事業者だけに特化した規定を設けるとなると、事業者らしい書き方になる。営利企業だけにすると、簡単に言うと“儲けばかり考えないで、まちのことをやってよ”みたいになると思う。出石メンバーが言うように、地域団体も公共性、社会性を持ちなさいということであれば、第7条の規定を充実させていけばよいと思う。どっちにするかは立法技術、どういうふうに考えるかという問題。技術的にはいくらでも書ける。どういうニーズがあるか。

(福本メンバー) 何となくカブリ感がある。

(松下座長) 確かにカブリ感がある。もし事業者として特化した部分をうまく書ききれなかったら、条文としては難しい。解説みたいになるが、その心は“事業者も儲けばかり考えないで、まちのことをやってよ”ということ。

(出石メンバー) 第7条は、市民の中に活動団体もみんな含まれているのであれば、第8条はまさにずばり「営利事業を営む事業者は」と書けばよいのでは。

(松下座長) 要は、“事業者も儲けばかり考えないで、まちのことをやってよ”ということはどう書くか。書けないこともないと思う。

(福本メンバー) 第7条の見出しは(市民の自覚)となっているが、第8条は(事業者の責務)となっている。第7条の見出しを「責務」から「自覚」に書き直したが、第8条が「責務」のままなのはなぜか。

(事務局) 第8条の事業者についてはまだご意見をいただいていたので、そのまま手を付けないでおいていた。第7条と合わせるか。

(松下座長) 今までの議論は、市長が言われたように、逗子市は事業者が少ないが、だからこそ事業者の役割というのがクローズアップされたので、書き方はともあれ、私の言葉で言えば“事業者も儲けばかり考えないで、まちのことをやってよ”ということを書く方向でまとめてみたらどうか。

(三ッ森メンバー) 先程の「住民」と「市民」の使い分けについて、市民参加条例や住民投票条例を見ると、「市民」について特に定義していない。ただ当然のごとく、住民投票ができる人は決められている。本来、「住民」というのが市民で、逆に第2条第2号でいう「市民」については、もう少し違う言葉を作って広く定義した方が全体的な読み方としてはすっきりするのではないか。

(松下座長) 誰がこのまちをつくっていくのか。それは住民もそうだが、逗子市には働きに来ている人がたくさんいる。住民だけでは、まちができなくなっている。メインは住民を核とする「市民」なんだと思う。その点で言葉を曖昧にしまうと、問題を見失ってしまうと思う。むしろ「住民」が出てくるのは信託の部分だけなので、そこが誤解のないようにすればよい。例えば、逗子市民の総意によって市を設立したみたいに書ければ、つまりみんながこの市をつくったというように書ければ、あえて「住民」の定義をつくらなくてもよいのではないかというように思う。定義すると、先程のようにすごく難しい議論になる。

(福本メンバー) 一箇所しか出てこないの、「住民」の定義は不要ではないか。

(三ッ森メンバー) そういうことならば、それでよい。

(松下座長) 要するに前文を受けて、市民が市をつくってきたというニュアンスが出ればよいのではないか。そうしよう。

次に、「権利」について。事務局から2案提示されているが、どちらにするか議論したい。第2案の方は第3回から第5回までの議論で、旧来型の条文にするのではなくて、できるだけ新しい逗子市らしい、これから次の条例づくりや仕組みづくりに取っ掛かるような権利を書こうという議論であった。第1案は、それらをひっくるめた形になっている。漠然としているとみんな入ってしまうが、要するに次の作業に取っ掛かるような余地を残しておいた方が、この条文としてはよいと思う。

(福本メンバー) 第2案の方が、見た感じよいかと思う。

(松下座長) 第2案の分かりやすいと思う。

(福本メンバー) ただ、1～4に列記している内容で、書ききれているのかという自信がない。

(平井市長) その意味では、ここに足されるということの余地があると思う。もしくは、この中で次のステップとして、権利関係を明確にする個別条例が生まれてきて、それを自治基本条例にもっと昇華させて、そこで根本的な権利として謳うという、その両方の余地を残す必要があると思っている。例えば、渋谷区の男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例は、性的少数者の人権尊重を謳った条例。こうしたことの出発点に自治基本条例がなり、第1号の「誰もがその能力や個性を生かし、持てる力を存分に発揮できる権利」というところを受けて、個別条例として制定されるといったように、次々に時代の進化とともに、新たに認知される権利関係が出てくると思う。

(松下座長) 日本国憲法は、立憲主義だから政府の侵害から守る法。自治基本条例はつくる条例だから、新しいものが生まれてくる。だから現時点で全部を網羅できなくても、ここからまた新しいものが生まれてきて、自治基本条例を書き直すというような議論が出てくる余地がある。つ

くる、育てていく条例という点が、日本国憲法とは違うと理解し、網羅しなくてもよいと考えればいいのではないかと。確かに網羅しているのかという議論はあると思うが、新しく生まれてくる。

(福本メンバー) 確かに現時点では少なくとも網羅しているというところまで精査するということだと思う。

(三ッ森メンバー) 確認だが、網羅といっても漏れが出てくるが、特に逗子市らしく、逗子の市民として重視する権利を盛り込むということによいか。

(松下座長) 逗子の市民にとって必要なものはすべて、5年後10年後先まで網羅されているかといえばそうは言えないが、それは育てていこう、つくっていこうということ。

(三ッ森メンバー) 憲法とかいろいろ保障されている権利はあって、その中で特に逗子市らしさという権利ということがあれば、漏れる・漏れないは関係ない。

(平井市長) 憲法で基本的人権をはじめとした権利は保障されていて、それがナショナル・ミニマムである。それに対して逗子市スタンダードというものを、いかに自治基本条例に謳って、国が最低限度の生活を保障するところに、ある種上乘せして、逗子の市民が豊かな暮らしを送るために逗子市としてどこまでしっかりと住民生活を向上させるための権利なり施策なりを保障するかという観点。

(志村メンバー) その話は、市民が見ると、どこか突っつきたくなる人がいそうなので、総則の例えば第3条の(条例の位置付け)の中に、成長するあるいはつくられていくルールだということが柔らかく入っているといいかもしれない。

(松下座長) つくっていく、育てていく。

(志村メンバー) 「育てていく」はいい言葉だと思う。こういうルールに対する市民の見方も変わるのではないかと。

(松下座長) 書くとしたら、第1条の(目的)か前文だと思う。

(福本メンバー) 第29条でもよいのでは。今は「育てていく」という部分が弱いので、それを入れていく。

(松下座長) それでもよい。

(出石メンバー) 「4年を超えないごとにこの条例を育てていくために」としてはどうか。

(松下座長) そうしよう。また、この条文は第2案でいくこととする。

(平井市長) (市長の責務) のところで、副市長と教育長の責務について議論があったが、宣誓というのは、就任したときに市民に約束するという位置付けだが、第1項のところに「市政の基本方針を明らかにし」とある。ここについては、2点意見がある。現在、市長が選挙で選ばれて就任するときには所信表明をすることになっている。これは義務付けられているのかどうか、はっきり分からない。就任直後に4年間の所信を述べて、それに対して議会の質疑を受ける。毎年については施政方針という形で毎年の方針を予算とともに提案するということになっている。以前自分が議員のときに、前市長が2期目就任に際して、継続だからということであえて所信表明をしなかった。通常であれば臨時議会を開会して所信表明とその質疑のための時間を設けるが、それをやらずに施政方針だけとした。それに対して議会からは疑問の声が上がったが、それを強制させることはできなかった。私としては、2期目であれ3期目であれ、4年間、市政の舵取りをどのようにするのかということは、きちんと市民なり議会なりに対して表明して、それに対する質疑を議会の質問権としては保障されるべきだと思っている。具体的なことを書くかどうかは別と

しても、ある種首長に恣意性を与えず、4年間約束することを表明すべき、ということの一つあると思う。

もう一点、特別職の副市長と教育長について。副市長は市長の補佐という位置付けだが、教育長は新しい教育委員会制度のもとで、市長が直接教育長として任命して議会がそれを承認するという制度に変わった。教育長の施政方針については特段これまで議論されていないが、教育行政を司る立場としてやってもよいと思っている。教育長は議会で質問に対して答弁するが、教育行政全体に対する方針を公に述べてということはない。市民の信託に応える行政機関の代表のあり方として、議論はあってよいのではないかと思っている。一方、行政委員会はどうするという議論は出てくる。

(松下座長) 自分が関わっている新城市などでは、教育が政治に巻き込まれていいのかという考えを市長がもっている。そこで、教育の自立性・独立性という観点から、宣誓でないが、教育者の立場としての理念を教育長が言うということ、自治基本条例には書いてないが実践している。教育の問題は難しいが、要するに教育長のあり方を鮮明にする。逗子市の教育はどうするかというのは本来あってよいのではないか。それをどのように書いたらよいか。

(平井市長) 教育委員会では毎月定例会を開催して教育課題に対して議論されており、市民は傍聴できるようになっている。

(出石メンバー) 今の新しい教育委員会制度になって、市長がコミットできるようになった。総合教育会議があって、かつ大綱を市長が出すことになった。極端に言えば、教育委員会が反対しても、市長は大綱をつくることできてしまう。自治基本条例の趣旨からすると、むしろ市長が表明することではないか。権限は教育委員会にあるが、教育も含めて市長が所信表明するべきではないか。

(平井市長) 確かにその議論はある。逗子市の中で、新しい教育委員会制度と市長との関係をどのように位置付けて、教育の独立性をどのように担保するのかという議論は今必要なのかもしれない。あまり政治的な介入をさせないバランス、距離感をみんなが共有していないと、場合によっては市長がどんどん教育に介入して独立を侵しかねないというある種のリスクは内在していて、そこを憲法的にいうと、市長による過度な介入をいかにブロックするかということをチェック機能も含めて意識する必要がある。

(松下座長) それはもう本来は制度が変わったときに、どこでも議論しておくべきことで、市長の自覚とか自戒とかいう観点もあると思う。市長には確かに権限はあるかもしれないが、やってはいけないことを、市長の責務の中に広範な様々な判断基準が入っているということが市長の宣誓の中に書き込めるとよいのだが、今の時点ではそこまで突き詰められない。

(三ッ森メンバー) 新教育長に制度を改正するときに、教育長が同意を受ける前に、考えを述べてそれに対して質疑を受けるというやり方が、一つの模範のやり方として示されていた。実際には先行している自治体に聞いてもそこまでやっていなくて、同意を受けた後で挨拶をする中で、簡単に考え方を述べるという従来にほぼ近い形にとどまっていた。先程のパターンでいけば、宣誓とは言わないまでも、考え方を示した上で同意を受けるというのが、一つのやり方としてはあるかと思う。副市長についても同じ形で行うことはできるが、ただ、ほとんどのところではやっているパターンではない。

(松下座長) 本当ならば議論しなければいけないところ。

(平井市長) アメリカでは人物から何からチェックされて、それで就任できる・できないが厳格に審査されているが、日本の場合はそこまで突き詰めていない。

(出石メンバー) 宣誓については、副市長も教育長もすればよいと思うが、「所信」になると、これは教育長ではなくて、教育委員会になる。教育長には職務執行権はあるが、意思決定権は教育委員会にあるからだ。しかし、教育委員会の所信というのは少しおかしい。継続されていくものであり、たまたま委員が変わったとしても合議制の機関だから、制度論と合わせて自治基本条例の趣旨からしても、教育長の所信というのは違和感がある。職務の遂行に関しての宣誓はよいと思う。

(松下座長) まとめると、第10条第1項はもう少し書き加えられるかもしれないが、市長の役割が入ってくる。第2項は市長等になって、宣誓することについて書く。

(出石メンバー) 第1項の「市政の基本方針を明らかにし」という部分が所信のことであれば、市長が言われたように所信表明を必ずやることにも読めるし、ずばり「市政の基本方針その他所信を明らかにし」とちゃんと書いたらよいのではないか。

(三ッ森メンバー) 「任期ごとに」という文言を入れておけば、确实になるのではないか。

(福本メンバー) 「市政の基本方針」というと、総合計画的なもののイメージをもつ。

(三ッ森メンバー) 所信表明というのは固定した言葉ではない。他市では施政方針を所信表明というところもありバラバラなので、厳密にしなくてもよいのではないか。

(福本メンバー) きちんと考え方を残しておかないとわからなくなる。「市政の基本方針」とは何か、ということになってしまう。

(平井市長) 総合計画のことを言っているのか、所信表明のことを言っているのか、毎年の施政方針の事を言っているのか、曖昧である。

(三ッ森メンバー) そこは逐条解説で示すとよい。

(松下座長) 記録を残しておけばよい。条文には書き入れない。

次に、第IV章、第V章についての整理について、事務局から説明する。

<事務局>資料 21 について説明

(松下座長) 第1案をまとめた感想はどうか。

(事務局) 第1案では第V章が重たく感じた。また、前回ご意見をいただいた順に並べてみると、第14条以降は制度的なものが多くなっているが、前の方は条文の順番にデコボコ感があるような印象をもった。

(松下座長) 第2案では、第IV章には、市民を中心に市民、議会、行政の三者がそれぞれ存分に力を発揮しながらまちをつくっていくことを書いて、第V章はそれをサポートしたり実現したりする仕組みに書き分けたら分かりやすいのではないかということ。ちなみに、第13条の市民参加にも議会は入ってこないとおかしいと思う。

みんなで力を合わせようという流れでいくと、第2案の方がいいという印象をもった。どちらにするか決めてしまいたい。

(福本メンバー) 今の第IV章、第V章の分けにもつながるが、第14条住民投票の第2項が「市長は」から始まっているが、みんながそれぞれの立場から力を発揮するというのであれば、市民

は住民投票することができる、という趣旨なのではないかという気がする。第13条の市民参加もそういうつくりになっている。市民参加もつくりとしては、行政が仕組みをつくって参加してもらっている形となっている。要するに書きぶりとして、誰が主語となって書くかが不統一になっている感じがする。私としてはすべて「市民は」を主語にして書いた方がよいと思う。ただし、言葉の定義が必要で、住民投票条例の主語は市民ではなく、有権者という形になってしまう。

（平井市長）そもそも住民投票条例で、それぞれの主体に発議権が与えられている。市民の発議権と、議会の場合は議案の提案権の範囲。市長にも発議権があつて、ただし独断専行を許さないために市民参加制度審査会のお墨付きを得ないと市長は住民投票を発議できないという縛りがある。

（松下座長）常設型の住民投票条例で、市長に発議権があるのか。

（平井市長）普通、市長は条例の提案権があるので、議会の賛成が得られれば住民投票ができる。これが地方自治法上の住民投票。逗子市の場合は、議会のチェックを経ずに市長が単独で発議できることになっていて、ただし市民参加制度審査会の3分の2以上の承認がないと市長は単独で発議できないというチェックをかませている。住民は有権者の5分の1で住民投票が発議できる。

（松下座長）逗子市ぐらいならハードルが低い。

（平井市長）約1万人だからハードルが低い。

（出石メンバー）第14条の「市長は」は執行権の話である。住民投票制度のことを言っているのではなく、発議が市民であれ、議員であれ、市長自身であれ、実施をするということを行っているだけである。あえて言うならば、これは「市は」にするのでは。市民には発議権はあるが、住民投票の執行権は市長にある。

（平井市長）住民投票は市民参加の、ある種究極的な直接請求、住民意思の表明の機会なので、市民にその権利があるというくだりはやはり重要なのではないか。

（志村メンバー）情報共有と情報公開の関係みたいに、両方でやってもいいのではないか。市民としてはできる、市としてはきちんとやる、みたいな感じになる。

（松下座長）あるまちでは、住民投票をやったらまちが二分されてしまい、もう二度とやりたくないという話だった。後々、住民間でしこりが残る。

（平井市長）逗子市でも池子の問題のときには住民投票条例の直接請求が何度もあつて、議会にひっくり返されて実際にはできなかった。その代わり市長が辞職して信を問うということで、市長選挙により二分された意見を表明するという事になった。

（松下座長）逗子市は重い制度として位置付けているので、それに従うが。

（志村メンバー）実際に住民投票をするということではなく、発議権を保障しているということで、信頼感があるというのが大事。

（松下座長）住民投票にならないようにするのが大事だということ。住民投票は完全に思考停止。

（平井市長）可能性としては、市長と議会が対立構造になってしまつて、ある一つの政策をめぐる市政が前に進まないということが起きたときに、代表機関の折り合いがつかないならば、直接住民に聞かないと方向性が決められないという選択肢が住民にはあり得る。そうでなければ、どちらかがリコールするか、どちらかが辞めて再選挙かという話になる。

（松下座長）話としてはわかる。

（出石メンバー）第IV章と第V章の整理について、当初第2案であった。前々回、私が意見を言

って第1案に移って、前回議論したら第2案の流れになっている。今の議論にあったように、住民投票が第IV章なのか、第V章なのか。制度だけれど、住民が主体にならなければならないし、制度だけれども情報公開は自治経営だろうということになってくるので、私個人としては第1案で、ただし子どもの参加は第IV章で、第V章は自治経営権から始めるとよいのでは。(まちづくりの協力者)も第IV章に移してよい。

(松下座長) 私と出石メンバーでは考え方が違うが、話としては分かる。

(出石メンバー) 事務局が「デコボコ感がある」と言っていたが、これが大事。運用するにあたって、あっちこっちにあって運用しにくくなってしまっているのはよくないので、現実的に作業してみてやはり事務的には第2案の方がよいのか。

(松下座長) 第2案も第12条と第21条が分かれてしまっている。ある種重複感がある。第2案はきれいだけれど内容的にはダブってきているような感じがしないでもない。ちょっと迷うところである。この前の整理で、第IV章は理念、第V章は制度と整理すると、住民投票も制度だから第V章のようだが、逗子市にとっては理念的なものだとすると、第IV章という整理もある。

(三ッ森メンバー) 理念と制度と共通のものがあるということだと、例えば共通見出しにして2条立てで対比させていくという書き方があるのではないか。

(松下座長) 福本メンバーが前回、第IV章と第V章を分けなくて合わせてしまうというやり方を提案していた。

(三ッ森メンバー) 例えば、情報共有と情報公開がセットであれば、情報共有と情報公開という1つの見出しに2つの条文を続けて書いて対比させていくというやり方。より一緒にみんなで力を合わせてということが一括りにできるのではないか。今散らばっているものを並び替えて、共通の見出しで連続させていけば、まとまるかもしれない。

(松下座長) 前回のまとめとしては、書いてみてうまくいかなかったら、その後考えようということにした。

(福本メンバー) その方が読んだときに頭に入ってきやすいかもしれない。

(松下座長) 第12条と第21条がセットになる。

(出石メンバー) 情報共有は参加にもつながる。

(松下座長) 情報、参加、協働というのが一般的にはよくあるから、情報をむしろ参加につなげていくという、つなぎ役のところにおいてあればいいのではないか。情報であれば、情報共有と第21条、第22条あたりがセットになる。参加だと、第13条、第14条、第18条がセットになる。協働だと、第15条、第16条、第17条がセット。市民まちづくり集会は、第12条情報共有と一緒にすると、位置付けもはっきりする。何か決めるのではないかと思われるが、情報共有の一つであると。こうするとあらかじめのものが固まるから、残りのものをまとめればよい。

(出石メンバー) 総合計画は財政運営をつなげればよい。

(松下座長) では、今のように第IV章と第V章を一体化させて整理する。これで少し落ち着くのではないか。あちこちいくより分かりやすいのではないか。

そのほかに参加と協働について、事務局から補足、相談したいところはあるか。

(事務局) 第13条については基本原則を削除したことにより、理念的な部分がなくなってしまったので、それを補う形で市民参加条例から考え方を入れ込んで修正したところである。

また、第V章の第20条の取り扱いをどのようにしたらよいか。もともと第V章については行政

がやることを記載するという整理の中で、一番前に第20条をおいていたが、第V章に自治経営権を盛り込んだことにより、位置付けが浮いてしまっている。第20条の内容は、市民参加のワークショップで行政の責務について意見交換した際に出された意見をベースとしているが、内容としては当たり前のことにはなっている。この条文をおくかどうかということについてご意見をいただきたい。先程の第IV章と第V章の構成案の議論の中では、第20条はレベル感が違うということで資料21には入っていなかった。法令の自主解釈権と条例の制定権について自治経営権として第V章の一番前にもってきたところで、第20条とダブリ感があるというご意見を前回いただいている。

(松下座長) 第20条の内容は、市民の意見から出てきたものなのか。

(事務局) ワークショップの意見をまとめたものである。

(三ッ森メンバー) 自治経営権が新しく出てきたところで、「最適な市政運営の推進」となっているので、そういう意味ではその各論で位置付けるかということか。「市政運営の基本」というのはこの自治経営権で言っている「最適な市政運営」の具体化ということであれば、離れていたらおかしい。条が別でも、第2項にするにしても、あればセットにしないとおかしい。

(出石メンバー) 私は第2項にした方がよいと思う。どうもダブリ感がある。見出しだけでも(自治経営権)と(自治運営の基本)というのは分かりにくい。自治経営権の第2項に「前項の最適な市政運営を行うにあたっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする」のようにつなげてしまう。そんな形で第2項にしてしまう。もっと言えば、いらないと思う。

(松下座長) これは市民がせっかく言ったもの。

(志村メンバー) 信頼されているかどうか。どうしてもそうになってしまう。鎌倉市で市民協働の条例をつくらうとしても、なんで行政がそうやって言うんだという話になる。

(青柳メンバー) それを条文に入れなければいけないようなものなのか。私も第20条は奇異に感じる。自治経営権とレベルが違うように思う。

(福本メンバー) 確かにレベルが違う感じがする。

(出石メンバー) 第20条に書かれていることについては、個々の規定はあるのではないか。

(松下座長) うまく第20条の思いが他の条文の中に生きていればよい。こういうふうに市民が思っているのは、いい悪いは別として事実である。当たり前と言えば当たり前だし、どう書くかは別として、他の条文に入っていればよい。

(平井市長) 執行権者の立場から申し上げると、逆に市民から法律を越えてでもやれという要求を突きつけられるケースが稀にある。特に開発問題では。まちづくり3条例があり、それを厳格に運用しているが、ある種の上位の概念である緑を守るためであれば、これを乗り越えてでも市民の権利を守れという議論が逗子市には往々にしてある。逆に言うと、市民においても法令の順守を行政に求める以上は、その適正な運用というところを理解した上で、お互いが同じ土俵で、どこまでが限界で、これ以上は行政としては越えられないというところを共通認識の上に、市政を運営していくという捉え方も必要かと思う。

(松下座長) 市民の議論はある意味当然だと思う。だけど、その前段でやはり法律という枠があり、それを乗り越えていくことはどんなに大変かということを理解した上で、でも一緒になんとか乗り越えようというのが自治基本条例だと思う。乗り越える方法が簡単ではないが、そのために知恵を出し合ってやっていこうというものだから、法律を守ってやっていくという話ではなく

て、守りながら乗り越えていこうということ。

(矢島メンバー) 執行機関の責務という条文を新しくつくるということだったので、その中に入れてしまってもよいのではないか。

(松下座長) その考えを採用する。こんなにたくさん書くかはともあれ、第 20 条の趣旨を生かしたい。

(志村メンバー) 第 11 条でもいいのかもしれない。

(出石メンバー) (行政の責務) というものつくるということか。

(事務局) 冒頭の議論から、第 10 条 (市長の責務) と第 11 条 (職員の責務) の間に (市長以外の執行機関の責務) という条文を入れることを想定している。

(青柳メンバー) 第 10 条と第 11 条をからめて、その中に入れてしまってもよいのではないか。

(松下座長) そうすると、どうなるのか。

(平井市長) 副市長、教育長の宣誓も、市長の条文には入れられないから、もう一つ新しい条文をつくって、第 20 条の考え方を合体させる。

(出石メンバー) 執行機関と言ったので、地方自治法上の執行機関を言っていると思うが、この条例では「行政」としている。行政の中に市長が入ってしまうからということだが、市長には二面あって、代表者としての責務は第 10 条で、別条で (行政の責務) として、その中に市長が入っても構わない。その行政の一員としての副市長と教育長に宣誓させて、今提案のあった第 20 条の考え方も入れる。

(松下座長) すっきりしたと思う。ほかに何かご意見は。

(出石メンバー) 前回、危機管理について提案したことから、原案の 8 ページに (危機管理) があって、9～10 ページにかけて (非常時における対応) とある。端的に言うと、8 ページの (危機管理) の規定はよくある規定で、これ自体に違和感はないが、9 ページからの (非常時における対応) はこういうニュアンスで言ったが、最後の「適用されません」ではまずい。「適用しないことができる」なら分かる。自治基本条例は適用しなければダメである。それでもどうにもならないような非常時なのだから、それを越えてでもできることをある程度認めてあげよう、というのが前回申し上げた趣旨である。資料 22 はその条文案を書いたものである。激甚災害だけではなく、武力行使などを含めた書き方にしている。そういう場合に特化して、他に方法がない場合で、かつそうしないと著しく市民の利益に反するという、すごく絞った上で、“こういう事態だからこれはやらせて” と市長が宣言した上であれば、特別の対処ができるということを規定している。「箕面市災害時における特別対応に関する条例」をイメージしている。本当に激甚災害のときに、市民の自助・共助は大事だが、それよりも大事なのは自治基本条例あるいは様々な法律を越えてでも、行政はやらなければいけないということが言いたい。ただし、これは人権上問題があるかもしれない。

(松下座長) 極めて例外的なこと。

(平井市長) どこまでの対処というのが、想定し得るのだろうか。

(福本メンバー) 具体的なイメージはよく分からないが、災害対策基本法に基づいて今でも対応することになっているが、そのことではないことをここで書きたいということか。

(出石メンバー) 果たしてそれでうまくいっているのか、ということ。

(松下座長) 東日本大震災のように、津波で議会も何もかも流されてしまったときにどうするの

かということか。

（平井市長）おそらく分かりやすい例で言うと、東日本大震災のときに原発事故があったが、国の情報は極めて遅くてまったく役に立たなかった。そういうときに、法律や国の指示を待っていたら、市民の命は守れない。であれば、首長の判断で全市民退避だというので、どこかの自治体に受け入れを要請するような事態が起こり得るのではないかということだと思う。まさにテロや武力攻撃というときに、国はもちろん対処するだろうが、情報のタイムラグはあるわけだから、そのときに一定市長の責任のもとというのは、考えられることではある。

（松下座長）そういう事態はあり得るけれど、それを自治基本条例の中に書くかどうか。そのときは言わずもがな、こういう手続を踏む。大事なのは事前に準備して、対応しておこうというのだったら分かる。

（出石メンバー）それは今までもある。結局事前の準備が役に立たないようなケースである。箕面市の場合は、本来であれば都道府県が動くところだが、知事が動かない。だけれども市民が危険にさらされているようなときに、本来知事がやるべきことを市長がやってしまうというのがこの条例。そして、金を要求するという事務管理のような規定。まさに自治基本条例は平常時のものであって、非常時のときに自治基本条例も地域防災計画も役に立たない。そのときに何とかしなくてはいけないということを使うだけである。どうするかまでは書けないだろう

（福本メンバー）結局、災害対策法に基づいて設置する災害対策本部として活動していくということになるのか。

（出石メンバー）それはそうなるのだと思う。

（福本メンバー）そうだとすると、この特別感が私の中で理解できていない。

（出石メンバー）災害対策本部長として災害対策本部の中で、超法規的なことをやるかもしれないし、その前に市長判断で何かを実施するかもしれない。箕面市の例でいけば、公の施設の使用許可を全部取り消してしまうなどである。

（福本メンバー）災害対策の条例があるが、その条例を飛び越えてしまうような発想なのか、その条例の中で手続きを踏んでいくのか。目指していることが落ちてこない。

（平井市長）一つは市長としての自覚というか覚悟というか、そういう事態になったときに後付けで災害対策基本法を適用する折衝はあるにしても、とにかくいち早く宣言すると、一定市民もそれを認めるという意味かと思う。災害対策基本法も後付けが多い。仮にそれが結果適用されない事態となったとしても、市長として判断した以上は市民の税金によって補填するというのも起こり得る。そこまで細かく書かないとしても、ある種覚悟のような位置付けで記述するというのはあるのかと思う。

（松下座長）公の施設の使用許可を一気に取り消してしまうようなことは、今はそのようなルールというか、やりようがないのか。

（出石メンバー）公の施設の設置条例の中で読めるのだと思う。

（松下座長）具体的にどんなことをということが、うまく分かりやすくあるといい。

（出石メンバー）実際には8ページの（危機管理）あたりに収めるのが手だと思う。緊急時に的確に対応する危機管理体制を整備するというを通常で用意しておいて、そこにもうちょっと加えられれば。例えば、「緊急時には市長の責任と判断のもと」とかいう文言を加えるとか。そのくらいの覚悟をもって市長になってほしい。

(三ッ森メンバー) これは市長への委任なので、できる規定でなくてはおかしい。「努める」ということではなくて「できる」と。市民もそういうときには信託した市長に任せるといような書き方でないとおかしいので、努力規定ではない。

(出石メンバー) ここでは判断しきれないかもしれない。問題提起しておく。

(松下座長) ここでは新たな条文をつくることまでいかないが、大事な部分なので、8ページの危機管理の中に出石メンバーが言われた「市長の責任と判断のもと」といような表現を入れておいて、取っ掛かりをつくっておいて、そこで次の議論に残すようにするというのでどうか。

勉強になった。これは箕面市でやっているのか。

(出石メンバー) 個別条例で、略称が「災害時特別宣言条例」というもの。

(松下座長) 次は条例の実効性の確保について。出石メンバーはいろいろな自治体に関わっているかと思うが、実際の活動の中で感じていることなど、いかがか。

(出石メンバー) 私が関わっている自治体では、見直し条項はあるが、見直しを手続き上はするが、端的に言うと、行政の職員、特に幹部が条例改正をしたがらないということをひしひしと感じる。逐条解説を手直しするという対応が多い。条例を検討している段階では、イメージ先行で、そのときは盛り上がっているから、市民自治組織をつくるという規定をした自治体が、自治基本条例の二度の見直しの間にも実施しない。実施しないならばこの規定を廃止すべきだ、と意見したことがあるが、一回市民参加でつくったものだからそれもできないという。そういう事例がある。別の事例では、毎年条項ごとにどんな取り組みをしているかというチェックをしている。これは非常によいが、徒労感がある。

(松下座長) 私が関わっている自治体では、条例をつくった市民組織が自治基本条例の運営委員会を続けていて、自治基本条例を支える実践が積み上がるから、条文を変えようというときは特に抵抗はない。市民がちゃんと信託しているのか、といような条文をつくろうということについても何の違和感もない。市民会議の中からそうした発議があつて、それを受けて市が条文を見直す。それはなぜかというつくり方だと思う。条例をつくった人たちが運営に関わるから。

失敗した事例としては、担当するセクションが変わってしまったため、条例の検討に関わっていたメンバーを除いてしまい、うまく引き継げなかった。ポイントは条例づくりに関わった人たちをいかに巻き込めるか。その人たちが、自分たちのつくった条例をどう生かしていくか。そのためには口だけで言ってもダメ。その人たちの出番をつくっていく。例えば、焼津市や新城市の市民まちづくり集会などのように、企画・運営を市民にやらせよう。そういうふうにつくっていくのがポイントだと思う。

(出石メンバー) 同じような事例があり、先程紹介した事例でも、担当のセクションが変わっている。また、もう一つの自治体では、市民と行政が対立するようになってしまった。

うまくいった事例として多治見市では、一度条例案が議会で否決され、その後新しく作り直してから制定されたもの。それを運営していく中で、自治基本条例をもとに条例の体系化をきちんと行った。例えば福祉の基本条例をつくったりしている。つくった時に必ず自治基本条例も改正して「別に定めるところにより」と加え、個別条例には「自治基本条例第●条の規定に基づき」というのを第1条に加えるということを、繰り返し常日頃の運用の中でやっている。

ニセコ町では見直しをやっていく中で、しっかりと手を入れている。有名な話では、2回目か

3回目の見直しのときに、ニセコ町のレベルでは協働はできない、町民は忙しいと、いうことで「協働」の規定を廃止した。それはそれで面白いと思う。

(松下座長) 町長のパーソナリティではないか。私は違うと思うが、それもそれで一つの意見だと思う。

(平井市長) 自分のイメージでは、自治基本条例をつくったときに、全体の体系化の中でここに関係する制度論としては総合計画条例とか地域自治に関する条例とか市民参加条例があるが、制定されていないものは制定されていく。自治基本条例ができたことによって見直しが必要であれば見直しをしていく。市民参加条例もまちづくり条例もしかり。

一方、権利という部分で、今は逗子市で位置付けられていなくて、これから追加していくものというのをどうやって今の時点で想定して、そこに次の一手を打っていくか。ぜひやりたいと思っているのは、協議会とか審議会とか住民が参加して学識が入った組織があるが、そういうところに、自治基本条例ができることによって自分たちの関わっている条例なり計画なりがどのように変わる必要があるか、あるいは例えば障がい者の権利を守っていくのであれば、計画はあるがこれを明確にちゃんと位置付けるのであれば、先程の福祉基本条例ではないが、誰もが心豊かに暮らせるようにということでもノーマライゼーションということを逗子市で条例を制定していこうというような投げかけをする必要があると思っている。この自治基本条例ができることによって、それぞれがエンパワーされていく。この条例ができたら自分たちにこういうことが新たな可能性として見出せる。それが条例なり計画なりにちゃんと落とし込まれていくという全体の構図というか仕掛けをちゃんとセットして議論を進めていく必要があると思っている。それが結局はいろんな条例が書き直されていったり、足されていったりということによって、また自治基本条例にフィードバックされていって、権利の条項が増えていくとかいうサイクルを今の段階でどこまで仕込めるか、それが実効性につながっていくと思う。

(松下座長) つくるときから、そこを睨みながらつくっていく。維持していく。そうしないと、後から入った人がやってもマインドはなかなか分からない。

(平井市長) 今一番意識しているのは、男女共同参画条例の制定を総合計画の中で位置付けていて、平成29年度から議論を始めている。男女が対等に活躍できる社会をどうつくるかということ個別条例として議論を始めているが、まさに自治基本条例に謳われているものを体現するための条例検討である。男女共同参画について検討している委員たちは自治基本条例のことをまだ知らないため、自治基本条例のこの部分と関わっているということをきちんと理解しなくてはいけない。

(松下座長) 自治基本条例との接続部分は意識していくことは大事である。

(平井市長) そうすると、今までワークショップで関わっていた人だけではなくて、ここにどんどん網の目のように関わりを広げていけると思う。それがないと、最初に関わった人が減っていくだけになる。

(松下座長) 確かに市民は減っていく。ある自治体の部長さんから「自治本条例をやってよかった」と言われたことがある。なぜならば、地域に出ていったときに「なんできたのか」という根拠を言うときに、「自治基本条例に基づいて来た」と自信を持って言うことができる。理念条例とかそういうものではなく、「自治基本条例に基づいて来た」と根拠になる、職員が自信を持って言えるような条例をつくっていく。そうするとパワーになる。

(平井市長) 自治基本条例によって波及されるいろいろな効果なり活動なりをちゃんと解説などをつくって、4年後などにこれだけのものを取り込んでいくというものをちゃんと青写真として打ち出して、そこに関わる人をどんどん巻き込んでいくという作戦が必要だと思う。

(松下座長) 逗子市は厳しいときだからこそ、そういうふうに必要な力を出すような仕組みをつくってやっていかなかったら、他にはいい答えはないと思う。

(福本メンバー) 第28条は実効性の確保についての条文案だが、改めて読んでみると本当にこういうことなのかという疑問が出てきた。この条文だとしたときに、推進組織の実態イメージとは何か。言葉で書くとこうなってしまうが、実際にどんな組織ができてどんなふう運営されていくのだろうかというのが正直なところよく分からない。違和感を覚えたのは、推進組織をつくって、それが市に物申すみたいな感じに見えるが、そうするとどうしても二項対立の関係というか、市に対してあれやれこれやれと言うだけになってしまう。市民の得意なことを市民の得意な分野で活かすということや、どこかで情報が共有されたり意見されたりするというのがないように思う。したがって、実効性の確保の条文が、いわゆるオール逗子でこの条例の推進に関しての課題を見つけ解決策を探るようなミーティングをやるみたいな感じなのではないかという気がしてきた。こういうやり方はあるのか。

(平井市長) 第28条の書きぶりとしては、まさに自治基本条例の中身について議論する感じにしかとれなくて、もう少し市政全般にわたって、どう波及していったら、あるいは波及させていく方針なのかということも含めて単なる一つの推進組織だけではなくて、そこにいろんな関わりを上手く取り込めるような書きぶりができたらと思う。実効性の捉え方をもう少し広く厚くしていく必要がある気がする。

(松下座長) 通常の審議会のように年に一度集まって議論するようなもののようなイメージだったら全然違う。それでは動かない。すぐにダメになる。先程言ったように、自治基本条例の担い手として自分たちでつくる組織。皆さんがどう考えるか分からないが、そういう推進委員会をイメージしている。それでなかったら失敗する。形骸化してしまう。そこに訳の分からない人が来て、「これは“は”ではなくて“が”だ」みたいな話になって本筋ではないところで終わり。それではダメだ。文化をつくるわけだから、つくった人が当事者となるような推進組織。先程「市民と行政が対立した」という事例の話があったが、それはなぜか。

(出石メンバー) 最初市民がすごくコミットして、条例案を市民がつくった。それと並行して、行政が市民を入れない検討組織をつくって、そこで市民案と違うものをつくってしまった。三鷹市では市民案と行政案を両方出してある意味平場で戦ったが、それをやらなかった。それで完全に平行線に陥ってしまった。

(松下座長) そこがまずかったのだろう。どうしても行政が案をつくるから、条文案にするために行政が直す。そうすると違うだろうという話になる。なって当たり前だが、それをどうつないでいくかという作業が必要。これは結構しんどい。流山市では行政と市民の代表が5:5でオープンな場所で4、5回話し合った。3回目ぐらいになると面白いことに仲良くなる。それはなぜかと言うと、まじめに議論しているから。副市長と企画部長の意見が違うというようなこともあった。そうやれとは言わないが、そういう“埋める”作業が必要。

(出石メンバー) 第28条について、附属機関だから「市長は」になってしまうが、「市長は」で

はなく、附属機関としてでも、あるいは附属機関ではない形で「市民・行政（・議会）が設置する」という形にしたらどうか。市長がつくって、そこに公募委員ではなくて、一緒につくる。位置付け上はやはり附属機関になってしまうかもしれないが、契約か何かにして別の組織をつくったっていい。よく実行委員会方式というのがある。それだってできる。実効性を上げるために、むしろお互いにつくるとした方がよいのではないか。

（松下座長）書きぶりは上手く書けるか分からないが、そういう趣旨。法的には附属機関にしないと上手くはないのではないか。

（出石メンバー）こういうテクニックがあるのではないか、例えば「市民、市長及び行政は、この条例の実効性を高めるため別に条例に定めるところにより推進組織を設置します。」として、個別の条例でやり方はいろいろ定める。

（松下座長）今のやり方は、三者が入ってくるからいいのではないか。

（志村メンバー）このつくられているプロセスの話がすごく重要な気がして、皆さんの思いが市民に伝われば、どんな文章だろうと「これって大事ですね」となるのではないか。だから逐条解説はあるが、それ以上に“メイキングもの”。「この条文っておかしいのでは」という人には、これはこういうことを言ってこういう議論になってこういうふうに収まったというような裏話が一つ一つの条文の裏にあるような、そういう資料があると市民にはすごく近くなっていくのではないかと思う。そんなことをぜひするとよいと思う。

（松下座長）今回の検討会の議論で、議論のもととなる素材ができたので、議論をしていく中で距離が縮まってきて、埋まらない部分もちろんあるのだけれど、「それは一つの意見として理解できる」ということになればよい。

（平井市長）先程、この条例を育てるという、すごくいい言葉が出たが、やはり信託を受ける市長としてこの条例を育てるための基本的な方針というか、任期の4年間でこれに何をプラスアルファしていくかという考え方を出すべきだと思う。それが「この条文にこういうものを加える」とか、あるいは「この計画の中にこういうものを加えて、より条例の趣旨が反映されるように事業を進める」とかいうのがあると、それがちゃんとできているのかとか、それがよいのか悪いのかとかいうような議論があって、そこでチェックが働くし、その先に何をすべきかというところが付加されて、そこに関わっている、いろんな政策体系ごとの人たちにもちゃんとつながっていくっていうのをここに落とし込んだらどうか。少なくとも自治基本条例ができた段階で、市長になった人は自分の4年間の任期の中で、これをやることでこの条例を育てる、と出す。あるいはそれを市民から提案してもいい。それが推進組織で、市長、市民、議会の三者の考えをお互いに出し合って、その中でやることを決めていけば、4年間の任期でここまでできたという検証がサイクルとして回っていくという感じにできるとよい。

（松下座長）育てるというのをうまく取り入れるように考えよう。

（事務局）先程、推進組織は附属機関がよいという話が出たが、この条文案は附属機関をイメージして書いたものではない。第1回目か2回目の会議の際に、推進組織は市民が主体であるべきだというご意見があったことから、実際に推進していく組織というイメージであった。この条文では附属機関に読めてしまうのか。むしろ附属機関の方がよいのか。

（松下座長）この付属機関は、要するに推進する機関。通常の附属機関のイメージではない。附属機関でなくてもよいとは思いますが、附属機関だからご意見を承りますというのではなく、どんどん

進めていく、押し上げていく機関。身分的にしっかりするし、訴訟とかそういうことがあるときに、附属機関で条例の裏付けがあるという方が安定すると思う。議会も絡むし、附属機関の方が仕事するにはよいのではないか。

(出石メンバー) それでも主語は変えてもよいし、「市は」でもよいと思う。あるいは「市民、議会及び市長は」としてもよい。

(松下座長) 後者で書けたらよい。みんなでやっていくよという。いわゆる附属機関ではなくて、みんなでつくっていくというようにするには、後者の書き方がよい。

(松下座長) 話が尽きないが、この短い時間の中では議論できない。この後どうやっていくか。本日まとめたのは大筋であり、議論も詰まっていないところもある。それをどのように進めていくか。事務局から説明をお願いする。

(事務局) この検討会の意見交換は、現段階では今回で終了となる。今日検討会でいただいたご意見とワークショップで市民から出された意見をもとに、広く市民の方が検討するための「検討案」をまとめたいというふうに考えている。来年度は検討会の予算がない中で大変申し訳ないが、取りまとめにあたって、座長にアドバイスのご協力をいただければと考えている。検討案がまとまったら、議会に報告する予定。それを皮切りに広く自治会・町内会などにこちらから出向いて説明を行う“押しかけ円卓フォーラム”を実施する中で、周知と同時に意見聴取をかなり長い期間行っていく予定。その検討案がまとめる前には、市民のワークショップのメンバーには報告して意見をいただく予定であり、検討会メンバーの皆さんにも検討案の前段の案をお送りさせていただければと思うので、可能な範囲でご意見をいただければと考えている。また、(仮称)市民協働推進条例など関連する条例を検討する審議会等での意見も反映できればと考えている。

(松下座長) 皆さん、乗りかかった船なので、案が送られてきたら協力してあげればと思う。